

届出における地域区分

(平成25年12月現在)

景観計画区域	飯田	座光寺	松尾	下久堅	上久堅	千代	龍江	竜丘	川路	三穂	山本	伊賀良	県	上郷	上村	南信濃
地域区分																
中心市街地	○												○	○		
沿道地域		○	○									○	○	○		
周辺市街地	○		○					○	○			○	○	○		
都市の田園	○	○	○					○	○		○	○	○	○		
田園地域				○	○	○	○			○	○				○	○
山地・高原	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
普通地域 (景観育成特定地区以外の景観 計画区域)	規) I-1-1 基) I-3-1	規) I-1-1 基) I-3-1	規) I-1-1 基) I-3-1	規) I-1-1 基) I-3-1	規) I-1-1 基) I-3-1	規) I-1-1 基) I-3-1	規) I-1-1 基) I-3-1	規) I-1-1 基) I-3-1	規) I-1-1 基) I-3-1	規) I-1-1 基) I-3-1	規) I-1-1 基) I-3-1	規) I-1-1 基) I-3-1	規) I-1-1 基) I-3-1	規) I-1-1 基) I-3-1	規) I-1-1 基) I-3-1	規) I-1-1 基) I-3-1
景観育成特定地区								規)※2 I-1-8 基)※2 I-3-9	規)※3 II-2-8 基)※3 II-2-8				規)※4 II-2-8 基)※4 II-2-8			
特定土地利用地区		規)※1 I-1-8 基)※1 I-3-9														

○規)は届出等が必要となる規模、○基)は行為に対する基準、下の数字は掲載しているページを指す。

※1 座光寺地区において、座光寺地区全域が特定土地利用地区である。一部届出が必要となる規模及び基準を強化。(建築物)

※2 竜丘地区において、竜丘地区全域が景観育成特定地区である。一部届出が必要となる規模及び基準を強化。(屋外広告物)

※3 川路地区において、川路地区全域が景観育成特定地区である。(川路地区屋外広告物特別規制地域)

※4 県地区において、羽場大瀬木線沿道両側30メートル以内の地域が景観育成特定地区である。(都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域)

※ 座光寺、上郷地区において、飯田市リニア中央幹線開通を見据えた計画に基づき土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出が必要となる行為及び規模についてはI-1-9を参照すること。

○詳しくは、飯田市地域計画課にお問い合わせください。



## 届出書記入上の注意

### 1. 基本事項

- ①：該当する関係条例に○を記入してください。
- ②：新たに届出をするときは「新規」に○を、既に届出をした行為について、行為が完了する前に変更する届出をするときは「変更」に○を記入してください。
- ③：行為をしようとする者（以下、届出者）の住所、電話番号、氏名をそれぞれ記入、押印してください。法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称、並びに代表者の氏名を記入、押印してください（以下、同様）。
- ④：届出年月日は、届出を行う日（着手予定日の 30 日前までに届出が必要となります。）を記入してください。

### 2. 届出内容（枠内） (1) 概要

- ①：「行為の場所」欄は、行為の敷地の地名地番すべてを記入してください。地名地番が枠内に記入しきれない場合は行為の場所一覧表を別添してください。一部の場合は「○○ - ○の一部」としてください。
- ②：「都市計画区域」欄は、該当する区域へ○を記入してください。敷地が都市計画区域の内外にわたる場合は、両方へ○を記入してください。
- ③：「地域区分」上欄は、該当する地域区分へ○を記入してください。敷地が複数の地域にわたる場合は、そのすべてに○を記入してください。（地域の区分はⅢ-3-(3) 飯田市景観計画の景観形成基準及び地域区分図（A 3 カラー）を参照してください。）
- ④：「地域区分」下欄は、該当する区分へ○を記入してください。敷地が複数の地域にわたる場合は、そのすべてに○を記入してください。特に定めのない地区は普通地域に該当します。
- ⑤：「建築等工事主」欄は、1. ②と同様に記入してください。
- ⑥：「代理者」欄は、届出者から委任を受けて届出を行う者がいる場合に記入してください。届出者が直接届け出ることにより、代理者がいない場合は「-」と記入してください。
- ⑦：「設計者」欄は、届出者以外が設計をした場合、その者について記入してください。届出者が設計者と同じ場合は「届出者と同じ」と記入してください。代理者が設計者と同じ場合は「代理者と同じ」と記入してください。
- ⑧：「工事等施工者」欄は、届出者以外が工事をする場合、その者について記入してください。届出者が工事等施工者と同じ場合は「届出者と同じ」と記入してください。未定の場合は「未定」と記入してください。
- ⑨：「行為の種類」の右欄は、届出をする行為の種類（建築物、工作物、開発行為、土地の形質の変更、木竹の植栽・伐採、屋外における物件の堆積、水面の埋立・干拓、特定照明、屋外広告物）のうち、該当するものに○を記入してください。届出をする行為の種類が複数にわたる場合は、そのすべてに○を記入してください。

### 3. 届出内容（枠内） (2) 行為の規模等

※届出が必要となる規模を超える場合のみ記入してください。

#### 1) 建築物

- ①：用途・・・届出を行う建築物の主な用途を具体的に記入してください。（例：共同住宅・事務所・店舗・倉庫・○○工場・○○作業所・○○施設等）
- ②：区分・・・該当する区分へ○を記入してください。外観の変更は（）内の変更区分に○を記入してください。区分が複数にわたる場合は、そのすべてに○を記入してください。

- ③：規模 - 建築面積・・・当該行為に係る建築物の建築面積を記入してください。建築物が敷地内に複数に及ぶ場合は、最大建築面積となる 1 の建築物の面積を記入し、その他の建築物にあっては一覧表等を添付してください。
- ④：規模 - 延べ床面積・・・当該行為に係る建築物の延べ床面積を記入してください。建築物が敷地内に複数に及ぶ場合は、最大延べ床面積となる 1 の建築物の面積を記入し、その他の建築物にあっては一覧表等を添付してください。
- ⑤：規模 - 高さ・・・当該行為に係る建築物の高さを記入してください。建築物が敷地内に複数に及ぶ場合は、最高の高さとなる 1 の建築物の高さを記入し、その他の建築物にあっては一覧表等を添付してください。
- ⑥：規模 - 外観の変更面積・・・外観の変更を行う部分に係る面積を記入してください。

## 2) 工作物

- ①：種類・用途・・・届出を行う工作物の種類又は主な用途を具体的に記入してください。(例：煙突・鉄柱・〇〇プラント・送電線・擁壁等)
- ②：区分・・・該当する区分へ○を記入してください。外観の変更は ( ) 内の変更区分に○を記入してください。区分が複数にわたる場合は、そのすべてに○を記入してください。
- ③：規模 - 築造面積・・・当該行為に係る工作物の築造面積を記入してください。工作物が敷地内に複数に及ぶ場合は、最大築造面積となる 1 の工作物の面積を記入し、その他の工作物にあっては一覧表等を添付してください。
- ④：規模 - 高さ・・・当該行為に係る工作物の高さを記入してください。工作物が敷地内に複数に及ぶ場合は、最高の高さとなる 1 の工作物の高さを記入し、その他の工作物にあっては一覧表等を添付してください。
- ⑤：規模 - 長さ・・・擁壁などの工作物の場合は、上記工作物の最高部分の高さとともにその長さを記入してください。擁壁などの工作物が敷地内に複数に及ぶ場合は、最高の長さとなる 1 の工作物の長さを記入し、その他の工作物にあっては一覧表等を添付してください。

## 3) 開発行為

- ①：種類・用途・・・届出を行う開発行為の種類又は主な用途を具体的に記入してください。(例：共同住宅・宅地分譲)
- ②：目的・・・開発行為の目的を具体的に記入してください。目的が複数にわたる場合は、そのすべてを記入してください。(例：住宅の建築・共同住宅の建築・事務所の建築・〇〇の建築・工作物〇〇の建設・位置指定道路・駐車場の造成等)
- ③：自己居住の別・・・自己の居住目的を含む店舗併用住宅、賃貸併用住宅の場合は、自己用・その他の両方に○を記入してください。
- ④：規模 - 開発区域面積・・・当該行為に係る開発区域の面積を記入してください。開発区域の全てが農地転用を伴う場合は転用面積と同一としてください。道路等の公共施設の整備が伴う場合は、その部分の面積を含めてください。
- ⑤：規模 - 計画戸数・・・当該行為が住宅や賃貸住宅などの住宅を目的とした開発行為の場合は、その計画戸数を記入してください。建築物が複数にわたる場合は、それらの合計戸数を記入してください。
- ⑥：規模 - 法面の高さ・・・開発行為により 4 m を超える法面が生じる場合は、その最高部分の高さを記入してください。
- ⑦：規模 - 法面の長さ・・・開発行為により 3m を超える法面が 30m 以上生じる場合は、その長さを記入してください。当該法面が複数に及ぶ場合は、それぞれの長さの合計を記入してください。

## 4) 土地の形質の変更

- ①：種類・・・届出を行う土地の形質の変更の種類を記入してください。種類が複数にわたる場合は、そのすべてを記入してください。(例：土地の開墾・土石の採取・土石の埋立・駐車場等)

- ②：目的・・・土地の形質の変更の目的を具体的に記入してください。目的が複数にわたる場合は、そのすべてを記入してください。(例：残土処理・従業員用駐車場・駐車場の造成等)
- ③：規模 - 面積・・・当該行為に係る土地の形質の変更の面積を記入してください。土地の形質の変更を行う区域の全てが農地転用を伴う場合は転用面積と同一としてください。道路等の公共施設の整備が伴う場合は、その部分の面積を含めてください。
- ④：規模 - 法面の高さ・・・土地の形質の変更により 4 m を超える法面が生じる場合は、その最高部分の高さを記入してください。
- ⑤：規模 - 法面の長さ・・・土地の形質の変更により 3 m を超える法面が 30m 以上生じる場合は、その長さを記入してください。当該法面が複数に及ぶ場合は、それぞれの長さの合計を記入してください。

#### 5) 木竹の植栽・伐採

- ①：種類・・・植栽・伐採の別を記入してください。
- ②：目的・・・植栽又は伐採の目的を記入してください。(例：緑地の確保・住環境の向上・緩衝帯等)
- ③：規模・・・当該行為に係る植栽・伐採の面積を記入してください。

#### 6) 屋外における物件の堆積

- ①：種類・・・届出を行う堆積する物件の種類を記入してください。物件が複数にわたる場合は、すべてを記入してください。(例：土石・廃棄物・再生資源等)
- ②：目的・・・堆積する目的を具体的に記入してください。(例：土木工事残土処理・解体作業に伴う一次堆積等)
- ③：規模 - 面積・・・当該行為に係る堆積に供される面積を記入してください。
- ④：規模 - 高さ・・・当該行為に係る堆積される物件の最高の高さを記入してください。

#### 7) 水面の埋立・干拓

- ①：種類・・・埋立・干拓の別を記入してください。
- ②：目的・・・埋立・干拓の目的を具体的に記入してください。目的が複数にわたる場合は、そのすべてを記入してください。(例：住宅の建築・賃貸住宅の建築・事務所の建築・〇〇の建築・工作物〇〇の建設等)
- ③：規模 - 面積・・・当該行為に係る埋立・干拓の面積を記入してください。

#### 8) 特定照明

- ①：種類・・・届出を行う特定照明の種類を記入してください。(例：建築物の外観照明・工作物〇〇の外観照明等)
- ②：目的・・・特定照明を行う目的を具体的に記入してください。(例：建築物の観覧等)
- ③：規模等 - 照明を行う合計面積・・・当該行為に係る特定照明を行う部分の面積の合計を記入してください。
- ④：規模等 - 照明を行う時間帯・・・当該行為に係る特定照明を行う時間帯を 24 時間表示で記入してください。

#### 9) 屋外広告物

- ①：種類・・・届出を行う屋外広告物の該当する種類へ○を記入してください。種類が複数にわたる場合は、そのすべてに○を記入してください。
- ②：行為の種類・・・該当する行為の種類へ○を記入してください。外観の変更は ( ) 内の変更区分に○を記入してください。行為の種類が複数にわたる場合は、そのすべてに○を記入してください。
- ③：区分・・・該当する区分へ○を記入してください。複数の設置により新規・改造の両方にわたる場合は、両方へ○を記入してください。

- ④：自己用の別・・・自己用・その他のどちらに該当するか○を記入してください。複数の設置により自己用・その他の両方にわたる場合は、両方へ○を記入してください。
- ⑤：地色の彩度・・・マンセル表色系による地色の彩度のうち最大のものを記入してください。（地色には、文字及びマークは含みません。また、広告物等の背景などに写真を表示したものは地色には該当しません。）
- ⑥：反射光のある素材の有無・・・反射光のある素材の使用の有・無を記入してください。
- ⑦：動光・点滅照明・ネオン等の有無・・・これらの光源の使用の有・無を記入してください。
- ⑧：照明を行う時間帯・・・照明を行う場合はその時間帯を 24 時間表示で記入してください。照明を行わない場合は何も記入しないで下さい。
- ⑨：屋上広告物 - 本体の高さ・・・屋上広告物の本体の高さを記入してください。屋上に設置する広告物が複数にわたる場合は、該当するそれぞれの高さを記入してください。
- ⑩：屋上広告物 - 建築物の高さに対する本体の高さの割合・・・建築物又は工作物の高さを 100 とした場合の、屋上広告物本体の高さの割合を記入してください。屋上広告物本体が複数にわたる場合は、それぞれの割合を記入してください。（記入方法：100 分の○○）
- ⑪：壁面広告物・壁面面積に対する表示面積の割合・・・広告物を表示する壁面の面積を 100 とした場合の、壁面広告物の表示面積の合計面積の割合を記入してください。表示する壁面が複数にわたる場合は、それぞれの割合を記入してください。（記入方法：100 分の○○）
- ⑫：袖看板・下端の高さ・・・道路又は歩道からの袖看板の下端の高さを記入してください。袖看板が複数にわたる場合は、それぞれの下端の高さを記入してください。（記入方法：道路（歩道）から○.○m）
- ⑬：袖看板・壁面からの出幅・・・建築物の壁面からの袖看板の出幅を記入してください。袖看板が複数にわたる場合は、それぞれの壁面からの出幅を記入してください。
- ⑭：袖看板・道路上の出幅・・・道路上の袖看板の出幅を記入してください。袖看板が複数にわたる場合は、それぞれの道路上の出幅を記入してください。
- ⑮：地上に設置する広告物等・高さ・・・地上からの高さを記入してください。地上に設置する広告物等が複数にわたる場合は、該当する地上に設置する広告物等の全ての高さを記入してください。
- ⑯：地上に設置する広告物等・掲出面積・・・掲出面積の合計（広告塔として 4 面とも表示されていれば合算）を記入してください。地上に設置する広告物等が複数にわたる場合は、それぞれの掲出面積の合計を記入してください。
- ⑰：表示面積と掲出面積の合計・・・当該敷地における広告物の表示面積及び掲出面積の合計を記入してください。（50m以内に表示又は掲出するものはその合計面積）屋外広告物の種類が複数にわたる場合は、面積計算表等を添付してください。
- ⑱：広告物等の数量・・・上記、表示面積と掲出面積の合計を算出した広告物等の表示面を 1 とし、当該敷地における広告物等の数量の合計を記入してください。

#### 4. 施工概要（枠内）

- ①：「着手予定日」欄は、届出を受理した日（予定）から 30 日を経過した後の日を記入してください。「完了予定日」欄は、工事完了の予定日を記入してください。
- ②：「変更または改造の場合は変更箇所－変更又は改造前」欄は、既存の建築物、工作物、屋外広告物（以下、建築物等）を変更又は改造する行為について届出をする場合、既存の建築物等の箇所及び規模等の概略を記入してください。概略を記入しがたい場合は「別紙のとおり」と記入し、箇所及び規模等を図書に記入し、添付してください。変更又は改造する行為でない場合は「なし」と記入してください。また、1 基本事項①により行為が完了する前に変更による届出（変更届）をするときには、変更の内容を記載してください。
- ③：「設計又は施工方法」欄は、特に届出の際に記すべき事項のある場合は、その概略を記入してください。それ以外の場合は、「添付図書のとおり」と記入してください。

～記入例～

- ※ 行為の種類を想定してそれぞれにおける記入例としてあります。
- ※ 行為が複数に及ぶ場合は届出が必要となる規模を超える簡書をすべて記入してください。

関係規則	土地利用調整条例	景観条例	屋外広告物条例
	第3条第1項	第10条第1項	第21条第1項
様式番号	様式第1号	様式第4号	様式第17号

届出書 (新規) 変更)

平成27年2月1日

飯田市長

住 所 飯田市大久保町 2534

電話番号 0265(22)4511

氏 名 株式会社 飯田

代表 飯田 太郎

印

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

次のとおり届出をします。

行為の場所	飯田市大久保町 2534-1、2534-2、2534-3、2435-4、2534-5 の一部 番地				
都市計画区域	都市計画区域内 ・ 都市計画区域以外の区域				
地域区分	中心市街地・沿道地域・周辺市街地 都市の田園・田園地域・山地高原				
	普通地域・景観育成特定地区・土地利用特定地区				
建築等工事主	住所	飯田市大久保町 2534			
	氏名	株式会社 飯田 代表 飯田 太郎 TEL 0265 (22) 4511			
代理者	住所	飯田市松尾△△△△			
	氏名	松尾建築設計事務所 設計者 松尾 次郎 TEL 0265 (24) 4511			
設計者	住所	代理者と同じ			
	氏名	代理者と同じ			
工事等施工者	住所	飯田市座光寺〇〇〇〇			
	氏名	座光寺建設(株) 代表取締役 座光寺 一郎 TEL 0265 (23) 4511			
行為の種類	建築物	用途	共同住宅		
		区分	新築・増築・改築・移転 外観の変更 (修繕・模様替・色彩変更)		
		規模	建築面積	501 m <sup>2</sup>	
			延べ床面積	501 m <sup>2</sup>	
			高さ	11m	
	外観の変更面積		m <sup>2</sup>		
	工作物	種類・用途	擁壁		
		区分	新設・増築・改築・移転 外観の変更 (修繕・模様替・色彩変更)		
		規模	築造面積	m <sup>2</sup>	
			高さ	4m	
			長さ	31m	
	開発行為	種類・用途	共同住宅		
		目的	共同住宅の建設		
		自己居住の別	自己用 ・ その他		
		規模	開発区域面積	501 m <sup>2</sup>	
計画戸数 (居宅の場合)			6 戸		
法面の高さ及び長さ	高さ		4m		
	長さ	31m			

	土地の形質 の変更	種類	駐車場		
		目的	駐車場の造成		
		規模	面積	1,001 m <sup>2</sup>	
			法面の高さ及び長さ	高さ	4m
			長さ	31m	
	木竹の植栽・伐採	種類	植栽		
		目的	緑地の確保		
		規模	面積	15 m <sup>2</sup>	
	屋外における 物件の堆積	種類	土石		
		目的	土木工事残土処理		
		規模	面積	501 m <sup>2</sup>	
	高さ		4m		
	水面の埋立・干拓	種類	埋立		
		目的	宅地の造成		
		規模	面積	1,001 m <sup>2</sup>	
	特定照明	種類	建築物の外観照明		
		目的	公衆の観覧		
		規模等	照明を行う合計面積	51 m <sup>2</sup>	
			照明を行う時間帯	18時～22時	
	屋外広告物	種類	屋上広告物・壁面広告物 袖看板・地上に設置する広告物		
行為の種類		新設・増築・改築・移転 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）			
区分		新規・改造			
自己用の別		自己用・その他			
地色の彩度		7			
反射光のある素材の有無		有・無			
動光・点滅照明・ネオン等の有無		有・無			
照明を行う時間帯		17時～21時			
屋上広告物		本体の高さ	5m		
		建築物の高さに対する本体の高さの割合	100分の60		
壁面広告物		壁面面積に対する表示面積の割合			
袖看板		下端の高さ	m		
		壁面からの出幅	m		
		道路上の出幅	m		
地上に設置する 広告物等	高さ	4m			
	掲出面積	14 m <sup>2</sup>			
表示面積と掲 出面積の合計	※面積計算表別添		49 m <sup>2</sup>		
広告物等の 数量				6ヶ所	
着手予定日	27年3月10日	完了予定日	27年9月10日		
変更又は改造の 場合は変更箇所	変更又は改造前	別紙のとおり			
設計又は 施工方法	添付図書のとおり				

※この様式は、届出に必要な箇所のみ記入してください。



飯田市都市計画法施行条例・同規則

<p>るものとする。この場合において、当該都市計画の案によって土地利用の影響を受けると認められる土地の区域に係る他の地域協議会の意見を聴く必要があると認められる場合は、当該他の地域協議会にも趣意書及び都市計画の案を送付して、その意見を聴くものとする。</p> <p>3 前項の規定により都市計画の案の送付を受けた地域協議会の長は、当該都市計画の案について意見を述べようとするときは、当該都市計画の案に関する地域協議会の意見を記載した意見書を市長に提出するものとする。</p> <p>4 市長は、法第19条第2項の規定により都市計画の案を審議会に付議しようとするときは、前項の規定による地域協議会の意見を審議会に提出するものとする。</p>	<p>2 前項の規定は、都市計画の変更（都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第14条に規定する軽易な変更を除く。）について準用する。 （基本方針の策定）</p> <p>第11条 市は、法第18条の2第1項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めようとするときは、同条第2項の規定によるほか、次項から第4項までに定めるところによる。</p> <p>2 市は、基本方針の案を作成しようとする場合においては、市民及び当該基本方針に係る地域自治区の住民の参加を得て作成するものとする。</p> <p>3 市は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、基本方針の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くものとする。</p>
<p>（基本方針の策定の手続）</p> <p>第12条 市長は、条例第11条第3項の規定により地域協議会の意見を聴こうとするときは、趣意書及び定めようとする基本方針の案（以下この条において「基本方針の案」という。）を、当該地域協議会の長に送付するものとする。この場合において、当該基本方針の案によって土地利用の影響を受けると認められる土地の区域に係る他の地域協議会の意見を聴く必要があると認められる場合は、当該他の地域協議会にも趣意書及び基本方針の案を送付して、その意見を聴くものとする。</p> <p>2 前項の規定により基本方針の案の送付を受けた地域協議会の長は、当該基本方針の案について意見を述べようとするときは、当該基本方針の案に関する地域協議会の意見を記載した意見書を市長に提出するものとする。</p>	<p>4 市は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。</p>

飯田市都市計画法施行条例・同規則

<p>5 前各項の規定は、基本方針の変更（規則で定める軽易な変更を除く。）について準用する。</p> <p>(都市計画の図書の縦覧)          第12条 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定による都市計画の図書の縦覧の方法は、規則で定める。          (都市計画の図書の縦覧に係る一団の土地の区域の規模等)          第13条 政令第15条の規定により条例で定める規模は、次に掲げる土地の区域に限り、0.1ヘクタールとする。</p> <p>(1) 地区計画等の区域          (2) 景観法（平成16年法律第110号）第81条第1項の規定による景観協定の目的となる土地の区域          (3) 長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第32条第1項の規定による景観育成住民協定の目的となる土地の区域          (4) その他規則で定める土地の区域</p> <p>2 法第21条の2第2項の規定により条例で定める団体は、まちづくり委員会及び規則で定める団体とする。ただし、法第21条の2第1項に規定する土地の区域のうち、まちづくり委員会にあってはその活動する土地の区域に関する都市計画、規則で定める団体にあっては当該団体に係る土地の区域に関する都市計画に限るものとする。</p>	<p>3 条例第11条第5項の規則で定める軽易な変更は、次の各号に掲げる変更とする。</p> <p>(1) 地名の変更その他基本方針の方針の変更に係らない変更          (2) 前号に掲げるもののほか、市長が市民及び基本方針に係る関係を有する者の意見を求める必要があると認めると認める変更以外の変更          (都市計画を決定した旨の告示等)</p> <p>第13条 市長は、法第20条第1項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）の告示をしたときは、直ちに、当該都市計画に係る土地の区域に係る地域自治区の事務所（飯田市地域自治区の設置等に関する条例（平成18年飯田市条例第42号）第4条に規定するものをいう。）の長に、当該都市計画の図書の写しの全部又はその一部を送付するものとする。</p> <p>(都市計画の図書の縦覧)          第14条 条例第12条の規則で定める縦覧は、第9条前段の規定を準用する。</p> <p>(都市計画の決定等の提案等)          第15条 条例第13条第2項の規則で定める団体は、第5条に規定する団体とする。</p> <p>2 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）第13条の4第1項の規定による提案書は、提案書（様式第7号）とし、同項各号に定める図書は、次の各号に掲げる図書の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p>
---	--

飯田市都市計画法施行条例・同規則

<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成20年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の飯田市都市計画法施行条例第22条の規定は、施行日以後に都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の規定により許可の申請をする者の当該申請に係る許可について適用する。 附 則 (平成20年9月30日条例第33号) この条例は、平成20年12月1日から施行する。 附 則 (平成24年12月26日条例第54号) この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の飯田市都市計画法施行条例施行規則第46条の規定は、施行日以後に都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の規定により許可の申請をする者の当該申請に係る許可について適用する。 附 則 (平成23年3月25日規則第12号) この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p>
---	---



飯田市景観条例・同規則

要な事項	
<p>4 景観計画においては、法第8条第2項各号及び第3項に掲げるもののほか、景観の育成上特に重要な地区（以下「景観育成特定地区」という。）に関する事項を定めることができる。</p> <p>5 景観育成特定地区は、次に掲げる地区とする。</p> <p>(1) 飯田市緑の育成条例（平成19年飯田市条例第42号）第10条第1項の規定による準緑地保全配慮地区及び同条例第12条第1項の規定による準緑地保全配慮地区</p> <p>(2) 飯田市緑の育成条例第23条第1項の規定による緑化推進重点地区及び第24条第1項の規定による準緑化推進重点地区</p> <p>(3) 屋外広告物及びこれを掲出する物件に関して、地区ごとに特別に基準を定めることにより、当該地区の特性及び個性を生かした景観の育成を積極的に図る必要がある地区として飯田市屋外広告物条例（平成19年飯田市条例第43号）第24条第6項の規定による地区</p> <p>(4) 法令又は条例の規定により指定された地区又はその周辺の地域であつて、特別に基準を定めることにより、当該地区の指定要件とされた特性及び個性を生かした良好な景観を育成すべき地区</p> <p>(5) 前各号のほか、地区ごとに独自の基準を定めることにより、当該地区の特性及び個性を生かした景観の育成を積極的に図る必要がある地区</p> <p>6 景観育成特定地区における法第8条第2項第2号の行為の制限に関する事項及びその他の規則で定める事項は、景観育成特定地区ごとに定めるものとする。</p>	<p>2 条例第4条第6項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 条例第4条第4項の景観育成特定地区の名称及び区域</p> <p>(2) 当該地区における景観育成特定地区の特性及び個性を生かした景観の育成の目標</p> <p>(3) 当該地区における前号の目標を達成するための景観の育成の方針</p> <p>(4) 第2号の目標及び前号の方針に従い、これを実現するための行為の制限に関する事項</p> <p>(5) その他当該地区の景観の育成のために必要な事項</p> <p>3 地域景観計画において、第1項第3号ア及びイに掲げる事項が定められた土地の区域は、景観育成特定地区とする。</p> <p>4 景観育成特定地区においては、第2項各号に掲げる事項のほか、景観計画（同項各号に掲げるものに相当する部分を除く。）の適用があるものとする。</p> <p>5 景観行政団体及び景観計画に関する省令（平成16年農林水産省令・国土交通省令・環境省令第1号）第1条第2項の規定による景観計画の計</p>

飯田市景観条例・同規則

面図を表示する方法は、縮尺25,000分の1以上の地形図を用いて表示するものとし、地域景観計画及び景観育成特定地区を表示する場合には、縮尺2,500分の1の地形図を用いて表示するものとする。ただし、当該地形図が整備されていない地域等これによりがたい場合にあっては、最大の縮尺の地形図をもってこれに替えることができるものとする。

(景観計画の策定の手続)

第5条 条例第5条第1項の規定による市民及び景観計画に関係を有する者の意見を求めるための必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該定めようとする景観計画の案をインターネットを利用して30日間表示すること。
- (2) 市長の指定する場所及び当該定めようとする景観計画の案の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所（飯田市地域自治区の設置等に関する条例（平成18年飯田市条例第42号）第4条に規定するものをいう。以下同じ。）において、当該定めようとする景観計画の案を30日間公衆の縦覧に供すること。

- 2 市長は、条例第5条第3項の規定により地域協議会の意見を聴こうとするときは、趣意書及び定めようとする景観計画の案（以下「景観計画の案」という。）を当該地域協議会の長に送付するものとする。この場合において、当該景観計画の案によって景観の育成に影響を受けると認められる土地の区域に係る他の地域協議会の意見を聴く必要があると認められる場合は、当該他の地域協議会の長にも趣意書及び景観計画の案を送付して、その意見を聴くものとする。
- 3 前項の規定により趣意書及び景観計画の案の送付を受けた地域協議会の長は、当該景観計画の案について意見を述べようとするときは、当該景観計画の案に関する地域協議会の意見を記載した意見書を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、条例第5条第4項の規定により飯田市土地利用計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴こうとするときは、前項の規定による地域協議会の意見（地域協議会の意見がある場合に限る。以下審議会の

7 景観計画は、法第8条第5項から第10項までに規定するもののほか、飯田市土地利用基本条例（平成19年飯田市条例第15号）第8条第1項の規定による土地利用基本方針との調和が保たれたものでなければならぬ。

(策定の手続)

第5条 市は、景観計画を定めようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ、規則で定めるところにより、市民及び当該景観計画に関係を有する者の意見を求めるために必要な措置を講じるものとする。

2 市は、景観計画のうち、地域景観計画を策定しようとする場合においては、当該地域景観計画に係る地域自治区の住民の参加を得て策定するものとする。

3 市は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該景観計画の対象となる土地の区域に係る地域協議会（地方自治法第202条の5第1項の規定による地域協議会をいう。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

4 市は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、審議会の意見を聴かなければならぬ。

飯田市景観条例・同規則

<p>意見を聴く場合における地域協議会の意見について同じ。)及び景観計画の案を提出して、審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>5 市長は、法第9条第2項の規定により飯田市都市計画審議会条例(昭和44年飯田市条例第67号)の規定に基づき飯田市都市計画審議会の意見を聴こうとするときは、第3項の規定による地域協議会の意見(地域協議会の意見がある場合に限る。)及び景観計画の案を提出して、飯田市都市計画審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>6 景観行政団体及び景観計画に関する省令第3条の規定による景観計画の図書の縦覧は、市長の指定する場所において行うものとする。この場合において、当該縦覧場所及び当該景観計画の図書をインターネットを利用して2週間表示するものとする。</p> <p>7 市長は、法第9条第6項の告示をしたときは、直ちに、当該景観計画の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所の長に当該景観計画の図書の写しの全部又はその一部を送付するものとする。</p> <p>8 第1項から前項までの規定は、条例第5条第5項の規定による景観計画の変更(次項で定める軽易な変更を除く。)について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「定めようとする」とあるのは「変更しようとする」と読み替えるものとする。</p> <p>9 条例第5条第5項の規則で定める軽易な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p>(1) 法第8条第2項第1号、第2号又は第4号に掲げる事項の変更</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が市民及び変更しようとする景観計画に関係を有する者の意見を求める必要があると認める変更</p> <p>(計画提案の方法)</p> <p>第6条 法第11条第1項又は第2項の規定による景観計画の策定又は変更の提案(以下「計画提案」という。)は、景観行政団体及び景観計画に関する省令第4条の規定による計画提案書(様式第1号)2部に、同条各号に規定する図書を添えて、市長に提出して行うものとする。この場合において、当該計画提案に係る素案の内容が、2以上の地域自治区の土地の区域に係るものであるときは、市長の指示に従うものとする。</p>	<p>5 前各項の規定は、景観計画の変更(規則で定める軽易な変更を除く。)について準用する。</p> <p>(景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模等)</p> <p>第6条 景観法施行令(平成16年政令第398号。以下「政令」という。)第7条の規定により条例で定める規模は、次に掲げる土地の区域に限り、0.1ヘクタールとする。</p> <p>(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第9項に規定する地区計画等(次項において「地区計画等」という。)の土地の区域</p> <p>(2) 法第81条第1項の規定による景観協定(以下「景観協定」という。)の目的となる土地の区域</p> <p>(3) 長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)第32条第1項の規定による景観育成住民協定(以下「住民協定」という。)の目的となる土地の区域</p>
--	---

飯田市景観条例・同規則

<p>(4) その他規則で定める土地の区域</p> <p>2 法第11条第2項の条例で定める団体は、次に掲げるものとする。ただし、第1号に掲げるものにあつては、その活動する土地の区域に関する景観計画の、その他の団体の団体にあつては、当該団体に係る土地の区域に関する景観計画の策定又は変更に関するものとする。</p> <p>(1) まちづくり委員会</p> <p>(2) 地区計画等に係る第37条第1項の規定による認定を受けた団体</p> <p>(3) 景観協定に係る第37条第1項の規定による認定を受けた団体</p> <p>(4) 住民協定に係る第37条第1項の規定による認定を受けた団体</p> <p>(5) その他景観育成に特に必要な団体として規則で定める団体</p>	<p>(景観計画の策定ができてきた団体)</p> <p>第7条 条例第6条第2項第5号の規則で定める団体は、次に掲げる団体とする。</p> <p>(1) 飯田市緑の育成条例（平成19年飯田市条例第42号）第31条の規定による市民緑地の管理に係る団体で、条例第37条第1項の規定による認定を受けた団体</p> <p>(2) 法第55条第1項の規定による景観農業振興地域整備計画の区域に係る団体で、条例第37条第1項の規定による認定を受けた団体</p>
<p>(計画提案を踏まえた審議会等の意見を聴く場合の手続)</p> <p>第7条 市は、法第12条の規定により景観計画の案を作成しようとする場合において、必要があるときは、当該景観計画の素案の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くものとする。</p> <p>2 市は、法第12条の規定により計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更しようとする場合において、その策定又は変更が当該計画に係る景観計画の素案の内容の一部を表現することとなるものときは、第5条第3項及び第4項の規定により当該景観計画の案について意見を聴く地域協議会及び審議会に対し、当該計画提案に係る景観計画の素案を提出しなければならない。</p> <p>3 市は、法第14条第1項の規定による通知をする場合においては、同項の規定によるほか、当該計画提案の対象となる土地の区域に係る地域協議会に通知しなければならない。</p> <p>4 市は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該景観計画の素案の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くとともに、審議会に当該景観計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。</p> <p>(景観育成特定地区内における指導)</p> <p>第8条 市長は、景観育成特定地区内の建築物若しくは工作物又は土地若し</p>	<p>(計画提案を踏まえた景観計画を策定しない場合の手続)</p> <p>第8条 法第14条第1項の規定による策定又は変更をしない旨の通知は、通知書（様式第2号）を当該計画提案をした者及び当該計画提案の対象となる土地の区域に係る地域協議会の長に送付して行うものとする。</p> <p>(景観育成特定地区内における指導)</p> <p>第9条 条例第8条第1項の規定による指導は、当該指導の対象となる建</p>



飯田市景観条例・同規則

くは土地に存する木竹その他の物件（以下この条において「建築物等」という。）に関して、景観の育成上特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該建築物等の所有者又は管理者その他建築物等に関する者に対し、当該景観育成特定地区における法第8条第4項第2号に規定する規制又は措置の基準に適合するよう必要な措置を講じることが指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を行う場合においては、あらかじめ、当該建築物等が存する土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

3 まちづくり委員会は、当該まちづくり委員会が活動する土地の区域について定められた地域景観計画を推進する必要があると認めるときは、当該地域における第1項のとるべき必要な措置について、市長に申し出るることができる。この場合においては、規則で定めるところにより、当該申出に係る景観育成のための素案を添えて行わなければならない。

第3章 行為の規制等  
(届出事項等)

第9条 法第16条第1項の条例で定める届出は、規則で定める届出書に規則で定める図書を添付して行うものとする。

建築物等が、当該景観育成特定地区について定められた第4条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に照らして、当該景観育成特定地区の景観の育成に著しい支障となつておることが明らかであると認められる場合に限って、合理的に必要と認められる限度において指導することができるものとす。この場合において、当該建築物等の利用を不当に制限することとならないよう指導するものとする。

2 条例第8条第3項後段の規定による申出は、申出書（様式第3号）2部に、次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出して行うものとする。

(1) 申出に係る建築物等の位置を示す図面等

(2) 当該建築物等に係る景観の育成のための措置に関する案

(3) 当該建築物等が当該景観育成特定地区の良好な景観の育成を著しく阻害している事実を示す図書及びその写真

(4) まちづくり委員会における当該建築物等に関する協議の内容

(5) その他申出に関して市長が必要と認める図書等

第3章 行為の規制等  
(届出の方法等)

第10条 法第16条第1項及び第2項並びに条例第9条第1項の規定による届出は、届出書（様式第4号）の正本及び副本並びに建築等計画概要書（様式第5号）2部に、省令第1条第2項各号又は次項各号及び第3項に掲げる図書を添付して、これらを市長に提出して行うものとする。

2 条例第9条第1項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、行為の規模が大きい場合、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

(1) 行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの

(2) 行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

(3) 景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「政令」という。）第4条第1号に掲げる行為（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）にあつては、設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

飯田市景観条例・同規則

	<p>の</p> <p>(4) 政令第4条第1号に掲げる行為（土石の採取及び鉱物の掘採に限る。）にあっては、次に掲げる図書</p> <p>ア 採取又は掘採の方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの</p> <p>イ 廃土の堆積方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの</p> <p>ウ 採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの</p> <p>(5) 政令第4条第2号に掲げる行為（木竹の植栽に限る。）にあっては、次に掲げる図書</p> <p>ア 第13条第1項第4号イに規定する行為を行おうとする土地の区域内における当該行為の位置及びその概要を示す図面で縮尺100分の1以上のもの</p> <p>イ アの土地の区域内における植栽の計画及びその樹種並びに施行方法を示す図面で縮尺100分の1以上のもの</p> <p>(6) 政令第4条第2号に掲げる行為（木竹の伐採に限る。）にあっては、次に掲げる図書</p> <p>ア 木竹の伐採を行う範囲を示す図面で縮尺250分の1以上のもの</p> <p>イ 木竹の伐採を行う範囲内における幹周り（地上より1.5メートルの位置）1.5メートル以上又は高さ10メートルを超え、かつ、樹冠が10メートルを超える樹木の位置及びこれら木竹の保全の方法を示す図面で縮尺250分の1以上のもの</p> <p>ウ 木竹を伐採した後に行う措置を明らかにする図面で縮尺250分の1以上のもの</p> <p>(7) 政令第4条第4号に掲げる行為にあっては、堆積する場所及び方法を明らかにする図面で縮尺250分の1以上のもの</p> <p>(8) 政令第4条第5号に掲げる行為にあっては、埋立て又は干拓する場所及び方法を明らかにする図面で縮尺250分の1以上のもの</p> <p>(9) 政令第4条第6号に掲げる行為にあっては、次に掲げる図書</p> <p>ア 特定照明をする物件の彩色並びに物件に照明をする範囲及び面積を明らかにする図面にあって縮尺100分の1以上のもの</p> <p>イ 特定照明の色調及び方法並びにその時間帯を示す図書</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書</p>
2	<p>景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）</p>

飯田市景観条例・同規則

<p>第1条第2項第4号の規定により条例で定める図書は、景観計画による行為の制限に応じて、規則で定める。</p> <p>3 次項に掲げる行為について法第16条第1項の条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに行為の完了予定日とする。</p> <p>4 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、政令第4条第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる行為とする。</p> <p>5 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 仮設の建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p> <p>(2) 農林漁業を営むために行う土地の形質の変更</p> <p>(3) 農林漁業を営むために行う森林の皆伐（飯田市緑の育成条例第15条第1項に規定する指定植物（第5号において「指定植物」という。）の皆伐を除く。）</p> <p>(4) 屋外における物件の堆積で、次に掲げるもの</p> <p>ア 農林漁業を営むために行うもの</p> <p>イ 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの</p> <p>(5) 農林漁業を営むために行う水面の埋立て又は干拓（指定植物に係る行為を除く。）</p> <p>(6) 規則で定める公共的団体が行うもの</p> <p>(7) 法令の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為のうち、景観の育成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの</p>	<p>3 景観育成特定地区以外以外の景観計画区域（以下「普通地域」という。）内における条例第9条第1項及び第2項の規則で定める図書は、前項に掲げるもののほか、条例第26条第1項第3号の優れた景観を眺望できる地点として景観資産に指定されている地点等からの眺望指定区域（当該地点等から眺望できる範囲に存する土地の区域のうち、特に優れた景観を有する区域として景観計画で定めるものをいう。）内で行うものに限る、当該行為後における当該地点等からの予想される眺望の写真とする。</p> <p>(公共的団体)</p> <p>第11条 条例第9条第5項第6号の規則で定める公共的団体は、法第92条第1項の規定により市長が指定した景観整備機構とする。</p> <p>(許可等を受けて行う行為)</p> <p>第12条 条例第9条第5項第7号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条の2第1項又は第127条第1項の規定により届け出て行う行為及び同法第143条第1項又は第2項の規定に基づき許可を受けて行う行為</p> <p>(2) 森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第6条第1項に規定する森林保健機能増進計画（昭和26年法</p>
--	---

## 飯田市景観条例・同規則

<p>律第249号) 第11条第5項(同法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による認定を受けたものに限る。)に従って行う行為</p> <p>(3) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項の規定による認可を受けた土地区画整理事業の施行として行う行為及び同法第3条第2項に規定する土地区画整理組合が土地区画整理事業の施行として行う行為</p> <p>(4) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条第3項又は第16条第3項の規定による認可を受けて行う行為及び同法第33条第1項の規定により届け出て行う行為</p> <p>(5) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第7条の9第1項の規定による許可を受けた第1種市街地再開発事業の施行として行う行為及び同法第8条第1項に規定する市街地再開発組合が第1種市街地再開発事業の施行として行う行為</p> <p>(6) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可を受けて行う行為</p> <p>(7) 条例第29条第1項の規定により届け出て行う行為</p> <p>(8) 長野県立自然公園条例(昭和35年長野県条例22号)第8条第1項の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第20条第1項の規定により届け出て行う行為</p> <p>(9) 長野県自然環境保全条例(昭和46年長野県条例第35号)第10条第3項の規定による許可を受けて行う行為</p> <p>(10) 文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第13条第1項(第34条において準用する場合を含む。)の規定により許可を受けて行う行為及び同条例第14条第1項(第29条及び第34条において準用する場合を含む。)又は第27条第1項の規定により届け出て行う行為</p> <p>(11) 飯田市文化財保護条例(昭和41年飯田市条例第33号)の規定により許可を受けて行う行為又は届け出て行う行為 (届出を要しない行為)</p>	<p>(8) 飯田市緑の育成条例第13条において定めるもの</p> <p>(9) 法第16条第1項の届出を要する行為のうち、規則で定めるもの</p>	<p>第13条 条例第9条第5項第9号の規則で定めるものは、普通地域内で行う行為のうち、次に掲げるもの以外のものとする。</p> <p>(1) 法第16条第1項第1号の規定による建築物の建築等に係るものは、次に掲げるもの</p> <p>ア 建築物の新築、増築、改築又は移転 当該行為に係る部分の床面積の合計若しくは建築面積が500平方メートルを超え、又は当該行為</p>
---	--	---

飯田市景観条例・同規則

<p>に係る部分の大きさが10メートルを超えるもの</p> <p>イ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該修繕若しくは模様替又は変更に係る面積が400平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 法第16条第1項第2号の規定による工作物の建設等に係るものは、次に掲げるもの</p> <p>ア 煙突の建設等 当該行為に係る部分の大きさが10メートルを超えるもの</p> <p>イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（この号ケに掲げるものを除く。）の建設等 当該行為に係る部分の大きさが10メートルを超えるもの</p> <p>ウ 高架水槽、物見塔その他これらに類するものの建設等 当該行為に係る部分の大きさが10メートルを超えるもの</p> <p>エ ウォーターシャワー、コースター、メリーゴランド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設の建設等 当該行為に係る部分の大きさが10メートルを超えるもの</p> <p>オ コンクリートプラント、クラッシュヤンプラントその他これらに類するものの建設等 当該行為に係る部分の築造面積が500平方メートルを超える、又は大きさが10メートルを超えるもの</p> <p>カ 自動車車庫の用途に供する施設の建設等 当該行為に係る部分の築造面積が500平方メートルを超える、又は大きさが10メートルを超えるもの</p> <p>キ 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設の建設等 当該行為に係る部分の築造面積が500平方メートルを超える、又は大きさが10メートルを超えるもの</p> <p>ク 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の建設等 当該行為に係る部分の築造面積が500平方メートルを超える、又は大きさが10メートルを超えるもの</p> <p>ケ 電気供給又は電気通信のための施設の建設等 当該行為に係る部分の大きさが20メートルを超えるもの</p> <p>コ 擁壁（法第16条第1項第3号の規定による開発行為又は政令第4条第1号の規定による土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（公共土木工事に係るものを除く。）に係るものに限る。）の建設等 当該行為に係る部分の大きさが4メートルを超</p>	
---	--

飯田市景観条例・同規則

え、又は高さ3メートルかつ長さ30メートルを超えるもの  
 (3) 法第16条第1項第3号の規定による開発行為（自己の居住の用に供する目的で行うものを除く。）に係る土地の面積が500平方メートルを超え、又は高さ4メートル若しくは法の長さが30メートルを超える場合にあっては高さ3メートルを超える法を生ずるもの  
 (4) 法第16条第1項第4号の規定により条例第9条第4項に定める行為は、次に掲げるもの  
 ア 政令第4条第1号の規定による土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（前号の開発行為及び公共土木工事に係るものを除く。）当該土地の形質の変更に係る土地の面積が1,000平方メートルを超え、又は高さ4メートル若しくは法の長さが30メートルを超える場合にあっては高さ3メートルを超える法を生ずるもの  
 イ 政令第4条第2号の規定による木竹の植栽（法第16条第1項第1号から第3号まで並びに政令第4条第1号、第2号（木竹の伐採に限る。）、第4号及び第5号の行為に係る土地の区域内で行われるものに限る。）この項第1号、第2号からクまで、第3号、この号ア、及びウからオまでの行為に伴い行われる木竹の植栽  
 ウ 政令第4条第2号の規定による木竹の伐採 当該行為に係る面積が1,000平方メートルを超えるもの  
 エ 政令第4条第4号の規定による屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積（公共土木工事に係るものを除く。）その高さが3メートルを超え、又はその用途に供される土地の面積が500平方メートルを超えるもの  
 オ 政令第4条第5号の規定による水面の埋立て又は干拓 当該行為に係る面積が1,000平方メートルを超えるもの  
 カ 政令第4条第6号の規定による特定照明 当該特定照明の対象面積が50平方メートルを超えるもの（30日を超えて継続しないもの又は祭典その他地域の行事により行うものを除く。）

6 景観育成特定地区における前項第9号の規則で定めるものは、行為の種類及びその規模に応じて、景観育成特定地区ごとに定めるものとする。この場合において、景観育成特定地区以外の法第8条第2項第1号の景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）における法第16条第1項の届出を要するすべての行為が、その景観育成特定地区における当該届出を要する

飯田市景観条例・同規則

<p>審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>2 市長は、景観資産が滅失又は枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除するものとする。</p> <p>3 市長は、景観資産について公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。</p> <p>4 景観資産の全部又はその一部が文化財保護法（昭和25年法律第214号）若しくは文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）若しくは飯田市文化財保護条例（昭和41年飯田市条例第33号）の規定による文化財となつたとき又は景観重要建造物若しくは景観重要樹木となつたときは、当該景観資産の指定は解除されたものとする。</p> <p>5 市長は、景観資産の指定を解除したときは、その旨を公表するものとする。</p>	<p>（景観資産の指定の解除）</p> <p>第43条 第28条第1項の規定は条例第30条第5項の規定による公表について準用する。この場合において、「法第27条第1項又は第2項」とあるのは「条例第30条第2項から第4項まで」と、「景観重要建造物の指定を解除した場合は、」とあるのは「景観資産の指定を解除した場合は、」と読み替えるものとする。</p> <p>2 市長は、条例第30条第2項から第4項までの規定により景観資産の指定を解除したときは、景観資産指定解除通知書（様式第44号）を当該景観資産の所有者等（当該指定が条例第27条第2項の規定に基づくものであるときは当該景観資産の所有者等及び当該提案をした者）に送付するものとする。</p> <p>3 条例第30条第6項の規定による届出は、景観資産滅失等届出書（様式第45号）を市長に提出して行うものとする。</p>
<p>6 景観資産の所有者等は、景観資産が第2項の事由によりその指定の理由が消滅したと認められるときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>第2節 ふるさと風景地域の指定等（ふるさと風景地域の指定）</p> <p>第31条 市長は、市街地を形成している地域、農山村集落を形成している地域、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条に規定する農用地等（以下「農用地等」という。）の地域、森林の地域若しくは樹林の集団を形成している地域又はこれらの地域の一体となつて良好な景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。）の区域をふるさと風景地域として指定することができる。</p> <p>(1) 現にある良好な農山村の原風景を保全する必要がある土地の区域</p> <p>(2) 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性又は個性にふさわしい良好なふるさと風景を育成する必要がある土地の区域</p>	<p>第2節 ふるさと風景地域の指定等</p>

飯田市景観条例・同規則

<p>(3) 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好なふるさと風景を育成する必要がある土地の区域</p> <p>2 市長は、前項の規定によるふるさと風景地域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域に係る地域協議会及び審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>3 市長は、ふるさと風景地域を指定したときは、その旨を公表するものとする。</p> <p>(指定の提案)</p> <p>第32条 まちづくり委員会は、その活動する土地の区域内における前条第1項各号に規定する土地の区域であって、当該区域の景観の育成に資すると認められるものがあるときは、規則で定めるところにより、市長に対し、ふるさと風景地域として指定することを提案することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による提案に係る土地の区域について、ふるさと風景地域として指定する必要があると判断したときは、当該土地の区域に係る地域協議会及び審議会の意見を聴いたうえで、その旨及びその理由を当該まちづくり委員会に通知しなければならない。</p> <p>(耕作者等のあっせんの申出)</p> <p>第33条 まちづくり委員会は、当該まちづくり委員会が活動する土地の区域内のふるさと風景地域内における農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項第1号に規定する農地（以下この項において「遊休農地」という。）又は遊休農地となることが見込まれる土地について、その土地の所有者又はその土地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（次項及び第3項において「土地所有者等」という。）に対し、その土地の農業上の利用についての仲介の支援をすることができる。</p> <p>2 まちづくり委員会は、前項の規定により、当該土地所有者等に代わって農業上の利用をする者について当該土地所有者等との仲介の支援が調ったときは、飯田市農業委員会に対し、当該土地に係る農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号に規定する利用権の設定その他の措置を講じることについてのあっせんの申し出を申し出ることができる。この場合において、まちづくり委員会は、あらかじめ、農用地の利用関係の調整に資する団体が市長が規則で定めるものと協議するものとする。</p>	<p>(ふるさと風景地域の公表)</p> <p>第44条 条例第31条第3項の規定による公表は、飯田市公告式条例の例により行うものとし、かつ、その旨及びその理由をインターネットを利用して2週間表示するものとする。</p> <p>(指定の提案)</p> <p>第45条 条例第32条第1項の規定による提案は、ふるさと風景地域指定提案書（様式第46号）2部に、次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 提案に係る土地の区域を示す図書</p> <p>(2) 当該土地の区域の状況を示す写真</p> <p>(3) その他提案に関し市長が必要と認める図書</p> <p>2 条例第32条第2項の規定による指定しない旨の通知は、通知書（様式第47号）を、当該まちづくり委員会の長に送付して行うものとする。</p>
<p>(耕作者等のあっせんの申出)</p> <p>第46条 条例第33条第2項前段又は第4項の規定によるあっせんの申出を行おうとする者は、あっせん申出書（様式第48号）を、同条第2項前段の規定による場合にあっては飯田市農業委員会に、同条第4項の規定による場合にあっては市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第33条第2項の規則で定める団体は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体であって同法第11条の11第1項の承認を受け同法第4条第3項第1号の事業を行</p>	



飯田市景観条例・同規則

<p>3 まちづくり委員会は、当該まちづくり委員会が活動する土地の区域内のふるさと風景地域内における空き家又は遊休宅地若しくは森林その他農用地等を除く土地の土地所有者等に対し、当該空き家又は土地の利用についての仲介の支援をすることができる。</p> <p>4 まちづくり委員会は、前項の規定による仲介の支援が調ったときは、市長に対し、当該空き家又は土地の利用についてのあっせんを申し出ることができる。</p> <p>5 市長は、前項の規定によるあっせんの申出があつた場合において、当該申出が当該ふるさと風景地域の景観の育成に資するものであつて、かつ、法令上その他の事情により実現が可能なものであると認められるときは、そのあっせんに努めるものとする。</p> <p>第3節 景観育成推進地区等の指定等 (景観育成推進地区又は伝統文化的景観地域の指定等)</p> <p>第34条 市長は、景観計画区域内において、景観の育成を目的とした次に掲げる事項に関する申し合わせ事項を有する土地の区域を、規則で定めるところにより、景観育成推進地区として指定することができる。</p> <p>(1) 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途、建築設備又は形態意匠に関する事項</p> <p>(2) 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する事項</p> <p>(3) 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項</p> <p>(4) 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項</p> <p>(5) 農用地等の保全又は利用に関する事項</p> <p>(6) その他景観の育成に関する事項</p> <p>2 前項に規定する土地の区域が法第55条第1項の規定による景観農業振興地域整備計画（以下「景観農業振興地域整備計画」という。）の区域又はふるさと風景地域内であり、かつ、当該申し合わせ事項が当該区域又は地域の伝統文化的景観（地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観をいう。次項において同じ。）の維持及び保全に寄与すると認められるときは、市長は、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該土地の区域を伝統文化的景観地域として指定することができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定によるもののほか、次に掲げる土地の区域が景観農業振興地域整備計画の区域又はふるさと風景地域内であり、かつ、第1号</p>	<p>うもの及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構とする。</p> <p>第3節 景観育成推進地区等の指定等 (景観育成推進地区又は伝統文化的景観地域の指定等)</p> <p>第47条 条例第34条第1項の規定による景観育成推進地区又は同条第2項若しくは第3項の規定による伝統文化的景観地域の指定は、当該指定を受けようとする地区の代表者又はまちづくり委員会の長の申請に基づき、行うものとする。</p> <p>2 前項の規定による申請をしようとする者は、景観育成推進地区等指定申請書（様式第49号）2部に当該地区の申し合わせ事項を記載した書類又は協定の内容の写しを添付し、これらを市長に提出しなければならぬ。</p>
---	--

飯田市景観条例・同規則

<p>の土地の区域に適用される行為の制限又は第2号若しくは第3号の土地の区域における協定の内容が当該土地の区域の伝統文化的景観の維持及び保全に寄与すると認められるときは、規則で定めるところにより、当該土地の区域を伝統文化的景観地域として指定することができる。</p> <p>(1) 第4条第5項各号に規定する景観育成特定地区内の土地</p> <p>(2) 景観協定の目的となる土地</p> <p>(3) 住民協定の目的となる土地</p> <p>4 市長は、前3項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該土地の区域に係る地域協議会及び審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>5 市長は、第1項から第3項までの規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。</p>	<p>3 第44条の規定は条例第34条第5項の規定による公表について準用する。この場合において、「条例第31条第3項」とあるのは「条例第34条第5項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 市長は、景観育成推進地区又は伝統文化的景観地域を指定したときは、景観育成推進地区等指定書（様式第50号）を、当該指定を受けた地区の代表者又はまちづくり委員会の長に送付するものとする。</p>
<p>6 景観育成推進地区又は第2項の規定による伝統文化的景観地域においては、第1項又は第2項の規定による指定の要件とされた申し合わせ事項に係る行為を行う者は、当該申し合わせ事項を尊重しなければならない。</p> <p>（伝統文化的景観地域の景観の育成）</p> <p>第35条 市長は、前条第2項又は第3項の規定による伝統文化的景観地域内において公共事業を行うときは、当該地域の景観の育成に配慮した公共事業を行い、当該地域の景観の育成に努めるものとする。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 軽微な事業であって、景観に与える影響が軽微と認められる場合</p> <p>(2) 非常災害のため必要な応急措置として行われる場合</p> <p>(3) 仮設の事業である場合、法令若しくは条例の規定に基づく事業である場合又は予算、工期、技術上その他のやむを得ない事情がある場合</p> <p>2 前項第3号の規定によるやむを得ない事情がある場合においては、市長は、あらかじめ、当該事業について、当該事業に係る土地の区域については活動するまちづくり委員会と協議するものとする。</p> <p>3 市長は、前条第3項の規定による伝統文化的景観地域内において、公共的団体等が行う事業について、必要があると認めるときは、その必要限度において、当該公共的団体等に対し、当該伝統文化的景観地域の景観の育成に配慮した事業を行うよう協議を求めるとする。</p>	<p>3 第44条の規定は条例第34条第5項の規定による公表について準用する。この場合において、「条例第31条第3項」とあるのは「条例第34条第5項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 市長は、景観育成推進地区又は伝統文化的景観地域を指定したときは、景観育成推進地区等指定書（様式第50号）を、当該指定を受けた地区の代表者又はまちづくり委員会の長に送付するものとする。</p>

飯田市景観条例・同規則

<p>40号) 第1条第1項に規定する市の休日をいう。)においては、建築等計画概要書等を閲覧に供さない。</p> <p>(2) 建築等計画概要書等の閲覧をする時間は、午前9時から午後4時までとする。</p> <p>(3) 建築等計画概要書等の閲覧をしようとする者は、閲覧所に備える閲覧簿に必要な事項を記入し、係員に申し出なければならぬ。</p> <p>(4) 建築等計画概要書等を閲覧する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>ア 閲覧の場所は、市役所本庁事務所とする。</p> <p>イ 係員の指示に従って、所定の場所で閲覧をすること。</p> <p>ウ 建築等計画概要書等を汚損し、又はき損しないこと。</p> <p>エ 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。</p> <p>3 前項の規定による書類の閲覧は、法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項後段若しくは条例第10条第1項の規定による通知があった日から3年を経過する日までに限りできるものとする。</p> <p>(景観育成特定地区の標識の設置)</p> <p>第56条 条例第44条の規定による標識は、別図第3号によるものとし、標識の材料は当該行為の完了予定日まで風雨に耐える材料で構成されるものでなければならない。</p> <p>2 条例第44条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 行為を実施する区域</p> <p>(2) 行為の着手予定日及び完了予定日</p> <p>(3) 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項後段若しくは条例第10条第1項の規定による通知をした日</p> <p>(台帳)</p> <p>第57条 条例第45条第2項の規則で定める台帳の作成は、次の各号に掲げる台帳とする。</p> <p>(1) 条例第26条第1項の規定による景観資産に関するもの</p> <p>(2) 条例第31条第1項の規定によるふるさと風景地域に関するもの</p> <p>(3) 条例第34条第1項の規定による景観育成推進地区に関するもの</p> <p>(4) 条例第34条第2項又は第3項の規定による伝統文化的景観地域に関するもの</p> <p>(5) 条例第37条第1項の規定による認定団体に関するもの</p> <p>2 前項の台帳の作成は次の各号に掲げる台帳の区分に従い、それぞれ当</p>	<p>2 市長は、前項の規則で定める書類を閲覧する者が同項の規則に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。</p> <p>(景観育成特定地区の標識の設置)</p> <p>第44条 法第16条第1項若しくは第2項の届出又は同条第5項若しくは第10条第1項の通知(景観育成特定地区内で行う行為に係る届出又は通知に係る行為)をした者は、当該届出又は通知をしてから当該届出又は通知に係る行為が完了するまでの間、規則で定めるところにより、当該行為を行う土地の区域内で、かつ公衆に対し見やすい位置に当該行為の種類、規模その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。</p> <p>(台帳)</p> <p>第45条 市長は、景観の育成に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。</p> <p>2 前項の台帳の作成及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>40号) 第1条第1項に規定する市の休日をいう。)においては、建築等計画概要書等を閲覧に供さない。</p> <p>(2) 建築等計画概要書等の閲覧をする時間は、午前9時から午後4時までとする。</p> <p>(3) 建築等計画概要書等の閲覧をしようとする者は、閲覧所に備える閲覧簿に必要な事項を記入し、係員に申し出なければならぬ。</p> <p>(4) 建築等計画概要書等を閲覧する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>ア 閲覧の場所は、市役所本庁事務所とする。</p> <p>イ 係員の指示に従って、所定の場所で閲覧をすること。</p> <p>ウ 建築等計画概要書等を汚損し、又はき損しないこと。</p> <p>エ 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。</p> <p>3 前項の規定による書類の閲覧は、法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項後段若しくは条例第10条第1項の規定による通知があった日から3年を経過する日までに限りできるものとする。</p> <p>(景観育成特定地区の標識の設置)</p> <p>第56条 条例第44条の規定による標識は、別図第3号によるものとし、標識の材料は当該行為の完了予定日まで風雨に耐える材料で構成されるものでなければならない。</p> <p>2 条例第44条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 行為を実施する区域</p> <p>(2) 行為の着手予定日及び完了予定日</p> <p>(3) 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項後段若しくは条例第10条第1項の規定による通知をした日</p> <p>(台帳)</p> <p>第57条 条例第45条第2項の規則で定める台帳の作成は、次の各号に掲げる台帳とする。</p> <p>(1) 条例第26条第1項の規定による景観資産に関するもの</p> <p>(2) 条例第31条第1項の規定によるふるさと風景地域に関するもの</p> <p>(3) 条例第34条第1項の規定による景観育成推進地区に関するもの</p> <p>(4) 条例第34条第2項又は第3項の規定による伝統文化的景観地域に関するもの</p> <p>(5) 条例第37条第1項の規定による認定団体に関するもの</p> <p>2 前項の台帳の作成は次の各号に掲げる台帳の区分に従い、それぞれ当</p>
---	--	---

## 飯田市景観条例・同規則

該各号に掲げる事項を記載するものとし、台帳の保管は、指定に係る書面及び図書と共に保管するものとする。

(1) 景観資産 指定番号、指定年月日、景観資産の名称（景観資産が樹木である場合は樹種）、景観資産の所在地、景観資産の所有者の氏名及び住所その他必要な事項

(2) ふるさと風景地域 指定番号、指定年月日、指定の理由となった特徴その他必要な事項

(3) 景観育成推進地区 指定番号、指定年月日、地域の名称、地域の所在地及び範囲、指定の理由となった申し合わせ事項その他必要な事項

(4) 伝統文化的景観地域 指定番号、指定年月日、地域の名称、地域の所在地及び範囲、地域の景観上の特徴、指定の理由となった申し合わせ事項又は協定事項その他必要な事項

(5) 認定団体 指定番号、指定年月日、代表者の氏名及び住所、主な事務所の所在地、指定の理由となった活動事項その他必要な事項（景観協定）

第58条 法第81条第4項又は法第84条第1項の規定による認可の申請をしようとする者は、景観協定認可申請書（様式第60号）の正本2部及び副本に、次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

(1) 景観協定の目的となる土地の区域を示す図面

(2) 当該景観協定に定めた法第81条第2項第2号から第4号までに関する事項を示す図書

(3) 景観協定区域隣接地が定められるときは、その区域を示す図面

(4) その他認可の申請に関し市長が必要と認める図書

2 法第85条第3項の規定による届出は、景観協定区域からの除外届出書（様式第61号）の正本及び副本を市長に提出して行うものとする。

3 法第87条第1項又は第2項の規定による書面は、景観協定に加わる旨の書面（様式第62号）とし、景観協定に加わる旨の意思の表示は、これの正本及び副本を市長に提出して行うものとする。

4 法第88条第1項の規定による認可の申請は、景観協定廃止認可申請書（様式第63号）の正本及び副本を市長に提出して行うものとする。

5 法第90条第1項の規定による認可の申請は、一の所有者による景観協定認可申請書（様式第64号）の正本2部及び副本に第1項各号に掲げる図書を添付して、これらを市長に提出して行うものとする。

飯田市景観条例・同規則

<p>(景観整備機構の指定の申請等)          第59条 法第92条第1項の規定による申請を行おうとする者は、景観整備機構指定申請書(様式第65号)に、次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出しなければならない。          (1) 法第92条第1項に規定する法人であることを証明する図書          (2) 法第93条各号に掲げる業務に関する実績を証明する図書          (3) その他指定の申請に関し市長が必要と認める図書          2 法第92条第3項の規定による届出は、景観整備機構名称等変更届出書(様式第66号)を市長に提出して行うものとする。</p>	<p>(情報の発信及び提供)          第46条 市長は、良好な景観を育成するため、法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出、同条第5項若しくは第10条第1項の規定による通知、景観重要建造物、景観重要樹木、景観資産、景観協定、住民協定、景観育成推進地区、伝統文化的景観地域又は認定団体に提供する情報その他の景観の育成に関する情報の発信及び提供に努めるものとする。          (助言及び協力等)          第47条 市長は、前条の規定による情報の発信及び提供のほか、景観協議会の開催その他の施策を講じることにより、認定団体又は景観の育成の活動を行うものを育成し、及びその活動に協力するよう努めるものとする。          2 市長は、認定団体に対し、必要があると認めるときは、その景観の育成の活動に関し必要な助言をし、及び報告を求めることができる。          3 まちづくり委員会、市長に対し、その活動する地域の景観の育成に関し必要な助言又は協力を求めることができる。          4 市長は、まちづくり委員会に対し、当該まちづくり委員会が活動する地域の固有の特性及び個性を生かした景観の育成を推進するため必要な助言及び協力をを行うものとする。          第9章 補則          (委任)          第48条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p>
<p>第9章 補則          (補則)          第60条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則          この規則は、平成20年1月1日から施行する。          附 則 (平成20年7月15日規則第35号)          この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>第9章 補則          (委任)          第48条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p> <p>附 則          (施行期日)          1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。</p>

飯田市景観条例・同規則

<p>(条例施行前の手続)</p> <p>2 市長は、この条例の規定により、あらかじめ地域協議会又は審議会の意見を聴いて定めることとされるものを定めようとするときは、この条例の施行の前でも当該地域協議会又は審議会の意見を聴くことができる。</p> <p>附 則 (平成20年9月30日条例第33号)</p> <p>この条例は、平成20年12月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成22年3月30日条例第19号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成24年12月26日条例第54号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成26年12月24日条例第58号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成22年3月31日規則第16号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第2条の規定による改正後の飯田市景観規則第15条第1項の規定は、施行日以後の飯田市景観規則第15条第1項の規定による届出等受理通知書に係る当該届出又は通知について適用する。</p> <p>附 則 (平成23年3月25日規則第12号)</p> <p>この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成26年12月24日規則第51号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>
---	---

飯田市緑の育成条例・同規則

<p>(1) 条例第4条第3項の地域緑の計画の名称及び区域          (2) 当該地域における緑地の保全及び緑化の推進の目標          (3) 次に掲げる事項のうち必要なもの          ア 当該地域における緑地の保全及び緑化の推進の方針          イ 当該地域において保全し、又は緑化の推進を図るべき樹木又は花等の種類          ウ 都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第55条第1項若しくは第2項又は条例第25条第1項若しくは第2項に規定する市民緑地の設置とその活用に関する事項          エ 条例第32条第1項に規定する緑の育成協議会の組織とその活動に関する事項          オ その他緑豊かな潤いのある地域づくりのための緑地の保全及び緑化の推進に必要な事項</p>	<p>5 法第4条第2項第5号及び第7号に関する事項のうち、当該第5号及び第7号の地区における届出を要する行為及び行為の制限に関する事項（景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により市が定める景観計画（以下この項において「景観計画」という。）に定める事項に限る。）は、飯田市景観条例（平成19年飯田市条例第41号）第4条第4項の規定による景観育成特定地区における届出を要する行為及び行為の制限に関する事項として、飯田市景観条例及び景観計画に定めるものとする。</p> <p>6 緑の基本計画は、法第4条第3項に規定するもののほか、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定による飯田農業振興地域整備計画、森林法第10条の5第1項の規定による飯田市森林整備計画及び飯田市土地利用基本条例（平成19年飯田市条例第15号）第8条第1項の規定による土地利用基本方針との調和が保たれたものでなければならぬ。          （策定の手続）</p> <p>第5条 市は、緑の基本計画を定めようとするときは、法第4条第4項から第6項までの規定によるほか、あらかじめ、規則で定めるところにより、市民及び当該緑の基本計画に関係を有する者の意見を求めるために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2 市は、緑の基本計画のうち、地域緑の計画を策定しようとする場合において、当該地域緑の計画に係る地域自治区の住民の参加を得て策定するものとする。</p>
<p>(緑の基本計画の策定の手続)          第5条 条例第5条第1項の規定による市民及び緑の基本計画に関係を有する者の意見を求めるための必要な措置は、次のとおりとする。          (1) 当該定めようとする緑の基本計画の案をインターネットを利用して30日間表示すること。          (2) 市長の指定する場所及び当該定めようとする緑の基本計画の案の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所（飯田市地域自治区の設置等に関する条例（平成18年飯田市条例第42号）第4条に規定するものをいう。以下同じ。）において、当該定めようとする緑の基本計画</p>	<p>（策定の手続）</p> <p>第5条 市は、緑の基本計画を定めようとするときは、法第4条第4項から第6項までの規定によるほか、あらかじめ、規則で定めるところにより、市民及び当該緑の基本計画に関係を有する者の意見を求めるために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2 市は、緑の基本計画のうち、地域緑の計画を策定しようとする場合において、当該地域緑の計画に係る地域自治区の住民の参加を得て策定するものとする。</p>

飯田市緑の育成条例・同規則

<p>の案を30日間公衆の縦覧に供すること。</p>	<p>3 市は、緑の基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該緑の基本計画の対象となる土地の区域に係る地域協議会（地方自治法第202条の5第1項の規定による地域協議会をいう。以下同じ。）の意見を聴くものとする。</p>
<p>2 市長は、条例第5条第3項の規定により地域協議会の意見を聴こうとするときは、趣意書及び定めようとする緑の基本計画の案（以下「緑の基本計画の案」という。）を当該地域協議会の長に送付するものとする。この場合において、当該緑の基本計画の案によって緑地の保全及び緑化の推進に影響を受けると認められる土地の区域に係る他の地域協議会の意見を聴く必要があると認められる場合は、当該他の地域協議会の長にも趣意書及び緑の基本計画の案を送付して、その意見を聴くものとする。</p> <p>3 前項の規定により趣意書及び緑の基本計画の案の送付を受けた地域協議会の長は、当該緑の基本計画の案について意見を述べようとするときは、当該緑の基本計画の案に関する地域協議会の意見を記載した意見書を市長に提出するものとする。</p> <p>4 市長は、条例第5条第4項前段の規定により飯田市土地利用計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴こうとするときは、前項の規定による地域協議会の意見（地域協議会の意見がある場合に限る。以下審議会の意見を聴く場合における地域協議会の意見について同じ。）及び緑の基本計画の案を提出して、審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>5 市長は、条例第5条第4項後段の規定により飯田市都市計画審議会条例（昭和44年飯田市条例第67号）の規定に基づき飯田市都市計画審議会の意見を聴こうとするときは、第3項の規定による地域協議会の意見（地域協議会の意見がある場合に限る。）及び緑の基本計画の案を提出して、飯田市都市計画審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>6 条例第5条第5項の規定による公表は、飯田市公告示条例の例により行うものとし、かつ、緑の基本計画の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所の長に、当該緑の基本計画の図書の写しを送付するものとする。</p> <p>7 前項の緑の基本計画の図書又はその写しは、市長の指定する場所において、公衆の縦覧に供するものとする。この場合において、当該縦覧の場所及び当該緑の基本計画の図書をインターネットを利用して2週間表示するものとする。</p> <p>8 第1項から前項までの規定は、条例第5条第6項の規定による緑の基本計画の変更（次項で定める軽易な変更を除く。）について準用する。こ</p>	<p>4 市は、緑の基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、都市計画法第4条第1項に規定する都市計画に関する部分及び都市計画区域又は準都市計画区域（都市計画法第4条第2項に規定する準都市計画区域をいう。）に係る部分については、飯田市都市計画審議会条例（昭和44年飯田市条例第67号）の規定に基づき飯田市都市計画審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>5 市は、緑の基本計画を定めるときは、直ちに、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。</p> <p>6 前各項の規定は、緑の基本計画の変更（規則で定める軽易な変更を除く。）について準用する。</p>



飯田市緑の育成条例・同規則

第10条 景観法第8条第2項第1号の規定による景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）のうち、主として都市計画区域内の次の各号のいずれかに該当する土地の区域（農用地等又は森林法第25条第1項並びに第25条の2第1項及び第2項の規定による保安林（以下「保安林」という。）である土地の区域を除く。）について、当該区域における緑地の保全を図る必要があるときは、緑の基本計画に法第4条第2項第5号に規定する地区（以下「緑地保全配慮地区」という。）を定めるものとする。

(1) 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの

(2) 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となつて、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの

(3) 次のアからウまでのいずれかにかつ、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの

ア 風致又は景観が優れていること。

イ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること。

ウ 市民の健康の増進に資するものであること。

2 緑地保全配慮地区に関する緑の基本計画には、規則で定める事項を定めるものとする。

（緑地保全配慮地区における届出を要しない行為）

第11条 飯田市景観条例第9条第5項第8号の届出を要しない行為として定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 公共性が特に高い事業の実施に係る行為のうち、規則で定めるもの

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行われる行為

(3) 緑の基本計画に定められた緑地の保全に関して必要とされる施設の整備に関する事項に従う行為

(4) 法第24条第1項の管理協定に定められた当該管理協定区域内の緑地の保全に関して必要とされる施設の整備に関する事項に従う行為

(5) 法第55条第1項又は第2項の市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関して必要とされる施設の整備に関する事項に

（緑地保全配慮地区及び準緑地保全配慮地区）

第9条 条例第10条第2項及び第12条第2項の規則で定める事項は、位置及び区域とする。

（緑地保全配慮地区における届出を要しない行為）

第10条 条例第11条第1号の規則で定めるもの（条例第13条において準用する場合を含む。）は、都市緑地法施行令（昭和49年政令第3号。以下「政令」という。）第3条各号に掲げるもの（飯田市景観規則（平成19年飯田市規則第58号）第13条第1項第2号ケに掲げるものを除く。）とする。

<p>従う行為</p> <p>(6) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの (準緑地保全配慮地区) 第12条 景観計画区域のうち、都市計画区域外の第10条第1項各号のいずれかに該当する土地の区域（農用地等若しくは保安林である土地の区域又は緑地保全配慮地区を除く。）について、当該区域における緑地の保全を図る必要があるときは、緑の基本計画に緑地保全配慮地区に準じる地区（以下「準緑地保全配慮地区」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 準緑地保全配慮地区に関する緑の基本計画には、規則で定める事項を定めるものとする。 (準緑地保全配慮地区における届出を要しない行為)</p> <p>第13条 第11条の規定は、準緑地保全配慮地区について準用する。この場合において、第11条第4号中「法第24条第1項」とあるのは「第17条第1項」と、同条第5号中「法第55条第1項又は第2項」とあるのは「第25条第1項又は第2項」と読み替えるものとする。 (標識の設置)</p> <p>第14条 市は、緑地保全配慮地区又は準緑地保全配慮地区を定めるときは、その区域内に、緑地保全配慮地区又は準緑地保全配慮地区である旨を表示した標識を、当該標識を設置する土地の所有者又は占有者の同意を得て設置するものとする。</p> <p>2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。 (緑地保全配慮地区及び準緑地保全配慮地区における届出行為)</p> <p>第15条 緑地保全配慮地区又は準緑地保全配慮地区ごとに定める樹木又は草等（以下「指定植物」という。）の保全に関する協定が第17条第1項第6号の規定により締結された緑地保全配慮地区又は準緑地保全配慮地区内においては、当該指定植物を採取し、伐採し、伐根し、損傷し、その他指定植物の生育に支障を及ぼす行為を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出て、市長の同意を得なければ当該行為をしてはならない。</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出て、市長の同意を得なければ当該行為をしてはならない。</p>	<p>2 条例第11条第6号（条例第13条において準用する場合を含む。）の規則で定めるものは、政令第4条各号に定めるもの（飯田市景観規則第13条第1項第2号ケに掲げるものを除く。）とする。</p> <p>(第9条参照)</p> <p>(第10条第1項及び第2項参照)</p> <p>(標識)</p> <p>第11条 条例第14条第1項に規定する標識は、別図第1号によるものとする。</p> <p>(指定植物に係る行為の届出)</p> <p>第12条 条例第15条第1項又は第2項の規定による届出は、届出書（様式第3号）の正本及び副本並びに行為概要書（様式第4号）2部に、当該行為の概要を示す図書を添付して、これらを市長に提出して行うものとする。</p> <p>2 条例第15条第2項の規則で定める事項は、その変更により同条第1項の届出に係る行為が指定植物の生育に支障を及ぼさない行為に該当することとなるもの以外のものとする。</p>
---	--

飯田市緑の育成条例・同規則

<p>第20条 市は、管理協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の図書又はその写しを公衆の縦覧に供するとともに、管理協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。</p> <p>第21条 第17条第2項から第5項まで及び前3条の規定は、管理協定において定められた事項の変更(規則で定める軽易な変更を除く。)について準用する。(管理協定の効力)</p> <p>第22条 第20条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあった管理協定は、その公告のあった後に当該管理協定区域内の土地の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。</p> <p>第4章 緑化推進重点地区等 (緑化推進重点地区)</p> <p>第23条 景観計画区域のうち、主として都市計画区域内の土地の区域(農用地等又は保安林である土地の区域を除く。)について、当該区域の緑化の推進を図る必要があるときは、緑の基本計画に法第4条第2項第7号に規定する地区(以下「緑化推進重点地区」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 緑化推進重点地区に関する緑の基本計画には、建築物の緑化施設(植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設(当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。))をいう。)の面積の敷地面積に対する割合(以下「緑化率」という。)の最低限度を定めるほか、規則で定める事項を定めるものとする。</p> <p>3 前項の緑の基本計画において定める建築物の緑化率の最低限度は、次の各号に掲げる数値のいずれをも超えないものとする。</p> <p>(1) 10分の2.5 (2) 1から建築基準法(昭和25年法律第201号)第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率(同項に規定する建ぺい率をいう。)の最高限度(高度</p>	<p>2 前条の規定は、条例第20条の規定による公告及び縦覧について準用する。</p> <p>3 市長は、前項の公告をしたときは、当該管理協定の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所の長に、当該管理協定の図書の写しを送付するものとする。</p> <p>(管理協定の区域である旨の明示)</p> <p>第19条 条例第20条の規定による管理協定区域である旨の明示は、別図第2号による標識を当該管理協定区域内の公衆に対し見やすい位置に設置することにより行うものとする。この場合においては、当該標識を設置する土地の所有者又は占有者の同意を得て設置するものとする。</p> <p>(管理協定の軽微な変更)</p> <p>第20条 条例第21条の規則で定める軽易な変更は、地名又は地番の変更とする。</p>
<p>第4章 緑化推進重点地区等</p> <p>(緑化推進重点地区等)</p> <p>第21条 条例第23条第2項の規則で定める事項(条例第24条第2項において準用する場合を含む。)は、位置及び区域とする。</p>	<p>第4章 緑化推進重点地区等</p> <p>(緑化推進重点地区等)</p> <p>第21条 条例第23条第2項の規則で定める事項(条例第24条第2項において準用する場合を含む。)は、位置及び区域とする。</p>

<p>利用地区（都市計画法第8条第1項第3号に掲げる高度利用地区をいう。）の区域内にあっては、当該高度利用地区の都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度）を減じた数値から10分の1を減じた数値</p> <p>（準緑化推進重点地区）</p> <p>第24条 景観計画区域のうち、都市計画区域外の土地の区域（農用地等若しくは保安林又は緑化推進重点地区である土地の区域を除く。）について、当該区域の緑化の推進を図る必要があるときは、緑の基本計画に緑化推進重点地区に準ずる地区（以下「準緑化推進重点地区」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 前条第2項の規定は、準緑化推進重点地区に関する緑の基本計画について準用する。</p> <p>3 前項の緑の基本計画において定める建築物の緑化率の最低限度は、10分の2.5を超えないものとする。</p> <p>第5章 市民緑地 （市民緑地契約の締結等）</p> <p>第25条 市は、法第55条第1項又は第2項の規定によるほか、良好な生活環境の形成を図るため、都市計画区域外における規則で定める規模以上の土地の所有者の申出に基づき、当該土地の所有者と次に掲げる事項を定めた契約（以下「市民緑地契約」という。）を締結して、当該土地に住民の利用に供する緑地（農用地等又は保安林である土地の区域を除く。）又は緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及びこれに附属して設けられる園路、土留その他の施設をいう。以下この項において同じ。）を設置し、これらの緑地又は緑化施設（以下「市民緑地」という。）を管理することができ</p> <p>（1）市民緑地契約の目的となる土地の区域 （2）次に掲げる事項のうち必要なもの ア 園路、広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のため必要な施設の整備に関する事項 イ 市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項 ウ 緑化施設の整備に関する事項 （3）市民緑地の管理の方法に関する事項 （4）市民緑地の管理期間</p>	<p>（第21条参照）</p> <p>第5章 市民緑地 （市民緑地の土地の規模）</p> <p>第22条 条例第25条第1項の規則で定める規模は、300平方メートルとする。</p> <p>（市民緑地契約の申出）</p> <p>第23条 条例第25条第1項の規定による申出は、市民緑地設置申出書（様式第15号）の正本2部及び副本に、次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出して行うものとする。</p> <p>（1）市民緑地の設置の申出の趣旨 （2）条例第25条第1項各号に掲げる事項に関する素案 （3）市民緑地契約の目的となる土地の土地所有者等の全員の合意を得たことを証する書類</p>
---	---

飯田市緑の育成条例・同規則

<p>(3) 条例第23条第1項の規定による緑化推進重点地区及び条例第24条の規定による準緑化推進重点地区に関するもの</p> <p>(4) 法第55条第1項若しくは第2項又は条例第25条第1項又は第2項の規定による市民緑地に関するもの</p> <p>(5) 条例第32条第1項の規定による緑の育成協議会に関するもの</p> <p>2 前項の台帳の作成は、次の各号に掲げる台帳の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載するものとし、台帳の保管は、指定に係る書面及び図書と共に保管するものとする。</p> <p>(1) 緑地保全配慮地区及び準緑地保全配慮地区 指定番号、指定年月日、地区の位置及び区域その他必要な事項</p> <p>(2) 管理協定 締結又は認可番号、締結又は認可年月日、条例第17条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項</p> <p>(3) 緑化推進重点地区及び準緑化推進重点地区 指定番号、指定年月日、建築物の緑化率の最低限度、地区の位置及び区域その他必要な事項</p> <p>(4) 市民緑地 指定番号、指定年月日、条例第25条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項</p> <p>(5) 緑の育成協議会 認定番号、認定年月日、代表者の氏名及び住所、認定の理由となつた活動事項、活動の範囲及び内容、構成員のおおむねの数その他必要な事項</p>	<p>(情報の発信及び提供)</p> <p>第37条 市長は、市民の健康で文化的な生活を確保するため、緑地保全配慮地区、準緑地保全配慮地区、管理協定、緑化推進重点地区、準緑化推進重点地区、市民緑地、緑の育成協議会に関する情報その他緑地の保全及び緑化の推進に関する情報の発信及び提供に努めるものとする。</p> <p>(助言及び協力等)</p> <p>第38条 市長は、前条の規定による情報の発信及び提供のほか、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を講じることにより、第31条の規定により市民緑地の管理の協力を求められた者又は緑の育成協議会の活動に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 市長は、第31条の規定により市民緑地の管理の協力を求められた者又は緑の育成協議会に対し、必要があるときは、その緑の育成の活動に関し必要な助言をし、及び報告を求めることができる。</p> <p>3 まちづくり委員会は、市長に対し、その活動する地域の緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な助言又は協力を求めることができる。</p> <p>4 市長は、まちづくり委員会に対し、当該まちづくり委員会が活動する地</p>
---	--

飯田市緑の育成条例・同規則

<p>域の固有の特性及び個性を生かした緑地の保全及び緑化の推進を図るため必要な助言及び協力を行うものとする。</p> <p>第8章 補則 (委任)</p> <p>第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。 (条例施行前の手続)</p> <p>2 市又は市長は、この条例の規定により、あらかじめ地域協議会又は審議会の意見を聴いて定めることとされるものを定めようとするときは、この条例の施行の前でも当該地域協議会又は審議会の意見を聴くことができ る。</p> <p>附 則 (平成20年9月30日条例第33号)</p> <p>この条例は、平成20年12月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成24年12月26日条例第54号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>第8章 補則 (補則)</p> <p>第43条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成20年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成22年3月31日規則第16号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成22年4月1日 (以下「施行日」という。) から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第1条の規定による改正後の飯田市土地利用調整条例施行規則第11条第1項、飯田市緑の育成条例施行規則第14条第1項及び飯田市屋外広告物条例施行規則第26条第1項の規定 (以下これらを総称して「飯田市土地利用調整条例施行規則等の規定」という。) は、施行日以後の飯田市土地利用調整条例施行規則等の規定による届出受理通知書に係る当該届出について適用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則 (平成23年3月25日規則第12号)</p> <p>この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p>
---	---

**飯田市土地利用調整条例施行規則第 23 条****飯田市都市計画法施行条例施行規則第 35 条第 1 項**

$$V = \alpha \times A \times V'$$

※  $V'$  : 調整が必要な容量 (m<sup>3</sup>)

※  $V$  : 排水されると予想される 1 時間あたりの排出雨水量 (m<sup>3</sup>/h)

※  $A$  : 敷地面積 (m)

(調整容量に関する計算表を飯田市ホームページに公開しているので、これを参考にされたい。  
アドレス <http://www.city.iida.lg.jp/uploaded/attachment/1538.xls>)

ただし、特定開発事業等によって、特定開発事業地からの雨水の流出量が増加するおそれがない場合は設置の必要はない。また、特定開発事業等及び開発行為の区域を包含する区域において、この基準に相当する氾濫調整池その他の施設が既に設置されている場合も設置の必要はないが、区域外の調整区域も考慮して調整容量を確保することが望ましい。

なお、側溝断面を調整容量として算定する場合、最高水位以下の全断面を容量として計算できるものとする。ただし、区域内に設置されている公共の水路については調整する施設として利用してはならない。

浸透施設を設置した場合、設計浸透量を調整容量として考慮して良いものとする。

## (2) 調整口 (オリフィス) の断面について

調整口の断面の検証については、「流域開発に伴う防災調節池等技術基準(長野県土木部)」第 20 条を準用して行うものとし、 $a_0$  と同等の断面とする。

**第 20 条 防災調節(整)池のオリフィス断面の設計**

$$a_0 = \frac{Q}{C \times \sqrt{2 \times g \times H_0}}$$

※  $a_0$  : オリフィスの断面積 (m<sup>2</sup>)

※  $Q$  : 許容放流量 (m<sup>3</sup>/s)

※  $C$  : 流量係数 [バルウス付き呑み口 : 0.85~0.95、バルウスなし呑み口 : 0.60~0.80]

※  $g$  : 重力加速度 (m/s<sup>2</sup>) [9.8 とする]

※  $H_0$  : 設計水頭 (m) [最高水位とオリフィスの中心高との高差]

なお、許容放流量については、次式のとおりとする。

$$Q = \frac{\alpha \times A}{3,600}$$

(オリフィス断面に関する計算表を飯田市ホームページに公開しているので、これを参考にされたい。  
アドレス <http://www.city.iida.lg.jp/uploaded/attachment/1538.xls>)

## (3) 排水区域（放流先）が複数に分かれる場合について

基本的には排水区域ごとに必要となる調整容量を満たすよう計画することとするが、調整容量を確保できない区域がある場合、又はやむを得ず直接放流区域（敷地内で調整されずに放流される区域）がある場合は、敷地全体で必要となる調整容量を確保できるように他の区域で調整容量を割増しすること。

また、オフィスの設計においては、直接放流区域等から放流される量を加味して基準となるオフィスの断面積より小さくすること（この場合の計算表も(2)同様に飯田市ホームページに公開している）。

## (4) 放流先の排水施設が整備されていない又は排水能力が十分でない場合について

原則として届出者が整備することとなるが、排出されると予想される排出雨水量（5年確立の時間降雨強度）以上の浸透能力のある浸透施設を設置する場合は、整備を行う必要がないものとして取扱う。

## 4. 氾濫調整池等の施設及び構造

## (1) 調整するための施設について

調整するための施設としては、氾濫調整池や雨水貯留槽等が考えられるが、設置する施設を市として定めるものではない。

ただし、施工主の負担を軽減するという視点から、新たに施設を設置するのではなく、排水の側溝断面を大きめに設計する、又は造成高さを調整し駐車場などの境界ブロックを調整池の縁に活用するなど、広く浅く貯留するよう設計することが考えられる。これにより、排出口を浅く設計することができ、排水が容易になるという効果もある。

調整するための施設を計画する場合は、次の内容を考慮して行うこと。

ア 5年確率を越える降雨時に、隣地へ流入しないように適切に公共の側溝等へ排水できるよう、氾濫調整池等の計画 HWL より周りを高くし、オーバーフロー管や越流する箇所（余水吐）を計画的に設置すること。

イ 駐車場を利用して調整を行う場合、自動車のブレーキドラムが濡れないなど、貯留時の自動車の走行、利用者の利用に支障を生じないように配慮して、「流域開発に伴う防災調節池等技術基準（長野県土木部）」第 50 条の解説を準用し貯留水深は 10 cm程度とする。貯留水深を 10 cm以上とする場合は、利用者への注意を喚起する看板の設置等の対策を行うことが望ましい。

ウ 駐車場等を利用したオンサイト貯留施設や調整池を設置する場合、適切に排水できるよう、氾濫調整池に排水勾配を付けることが望ましい。

エ 油水分離槽を設置する場合、調整施設外に設置しオフィスから流出する雨水を受けられるようにするなど、分離された油等が流出しないことが望ましい。

## (2) 調整口（オフィス）について

駐車場などを利用して調整を行う場合の調整口等流末の排水施設については、調整口の閉



オ 擁壁の上段部に浸透施設を設置する場合について

浸透した雨水排水が擁壁面の水抜き穴から隣地等へ流出することが考えられるため、浸透させる位置及び高さを考慮すること。

カ 施工状況写真について

検査時に浸透施設の地中部分の施工状況が確認できるよう、施工時に浸透施設の深さ・幅・砕石の埋め戻し状況等の写真を提出すること。

キ 維持管理について

浸透施設は、ゴミ・土砂などの堆積物により機能低下するため、定期的に点検し機能回復のため清掃等を行うこと。

(「雨水浸透施設技術指針(案) 調査・計画編」に基づき、粒径による飽和透水係数の概略値を用いて浸透施設の単位設計浸透量を算出する場合は、計算表を飯田市ホームページに公開している)ので、これを参考にされたい。

アドレス <http://www.city.iida.lg.jp/uploaded/attachment/1539.xls>

## 5. 関連条文

### 飯田市土地利用調整条例

(排水施設)

第 20 条 特定開発事業等を行う場合の当該特定開発事業等に関する雨水の排水施設の設置基準は、規則で定める。

2 特定開発事業等を行う場合の当該特定開発事業等に関する汚水の排水施設の設置基準は、規則で定める。

(氾濫調整池等)

第 21 条 特定開発事業等(第 10 条第 1 号イに規定するものを除く。)を行う場合の当該特定開発事業等に関する雨水を一時的に貯留するための基準は、特定開発事業地内又は特定開発事業地に隣接して、雨水を一時的に貯留するための氾濫調整池、雨水貯留槽その他の施設を規則で定めるところにより、設置することとする。ただし、特定開発事業等により特定開発事業地からの雨水の流出量が増加するおそれがない場合又は特定開発事業地を包含する区域において、この基準に相当する氾濫調整池その他の施設が既に設置されている場合にあつては、この限りでない。

2 市長は、特定開発事業等が行われることにより、前項の特定開発事業地内若しくは特定開発事業地に接して現にある公共施設の維持若しくは管理又は特定開発事業地周辺の災害を防止するための工事が必要となったときは、その必要が生じた限度において、前項の氾濫調整池、雨水貯留槽その他の施設の規模の割増をすること又は当該工事を当該特定開発事業者の負担において行わせること若しくは当該工事に要する費用の全部若しくは一部を当該特定開発事業者負担させることができる。

3 前項の規模の割増又は負担については、市長と当該特定開発事業者とが協議して定めるものとする。

### 飯田市土地利用調整条例施行規則

(排水施設の基準)

第 22 条 条例第 20 条第 1 項の規則で定める雨水の排水施設の設置基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 排水施設は、放流先の排水能力その他の状況を勘案して、特定開発事業地内の雨水を有効に排除できる規模、構造及び能力で整備すること。
- (2) 特定開発事業者等は、雨水の排水施設の能力が十分に整備されていない地域において特定開発事業等を行う場合においては、当該特定開発事業等の区域から排出される雨水によって起こる災害を防止する必要な限度において、当該特定開発事業等により排出する雨水の放流先の排水施設の整備を行うこと。

2 条例第 20 条第 2 項の規則で定める汚水の排水施設の設置基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 公共下水道その他の汚水を処理する施設が整備されていない地域で特定開発事業等を行う場合においては、合併処理浄化槽を設置すること。
- (2) 油脂その他市長が定める汚水を公共下水道その他の公共の下水道に排除する特定開発事業等を行う場合においては、市長が定める汚水処理施設を設置すること。

(氾濫調整池等)

第 23 条 条例第 21 条第 1 項の規定により設置する氾濫調整池、雨水貯留槽その他の雨水を一時的に溜める施設の能力は、次の式により算出される  $V'$  以上とすることとする。

$$V - \alpha \times A = V'$$

上記の式において

$V$  : 当該敷地から排出されると予想される 1 時間あたりの排出雨水量  $m^3/h$

$\alpha$  : 当該地域について定める 1 平方メートル当たりの

1 時間につき流出する雨水量( $m^3/(m^2 \cdot h)$ )であつて、市長が別に定める数値

$A$  : 当該地域の敷地面積  $m^2$

とする。

### 飯田市都市計画法施行条例

(市長の同意)

第 19 条 市長の同意は、前条の規定による地域協議会の意見及び説明会の内容を踏まえ、かつ、次に掲げる事項を勘案して、規則で定めるところにより、行うものとする。

- (1) 当該開発行為に係る公共施設の設計が市の公共施設に関する設計並びに維持及び管理に関する基準に適合しているものであること。
- (2) 排水路その他の排水施設の設計が、規則で定める基準に適合しているものであること。
- (3) 公共施設について、溢水、土砂崩れその他の災害が発生するおそれがないものであること。
- (4) 公共施設について、交通の安全上の支障が生ずるおそれがないものであること。
- (5) 公共施設への環境に関する支障が生ずるおそれがないものであること。
- (6) 公共施設の景観形成に重大な影響を及ぼさないものであること。